

藤沢市議会定例会議案

2022年（令和4年）12月1日提出

目 次

議案第 4 4 号	専決処分の承認について（訴えの提起）	1
議案第 4 5 号	財産の取得について（村岡公民館等再整備用地）	4
議案第 4 6 号	工事請負契約の変更契約の締結について （環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築 工事（建築））	6
議案第 4 7 号	市道の認定について	8
議案第 4 8 号	指定管理者の指定について （長久保公園（長久保公園都市緑化植物園）及び遠藤 笹窪谷公園）	1 0
議案第 4 9 号	指定管理者の指定について （藤沢市老人福祉センター）	1 2
議案第 5 0 号	指定管理者の指定について （藤沢市青少年会館）	1 3
議案第 5 1 号	指定管理者の指定について （藤沢市市民活動支援施設）	1 4
議案第 5 2 号	指定管理者の指定について （藤沢市少年の森）	1 5
議案第 5 3 号	指定管理者の指定について （藤沢市地域子どもの家）	1 6
議案第 5 4 号	指定管理者の指定について （藤沢市立児童館）	1 7
議案第 5 5 号	指定管理者の指定について （藤沢市江の島サムエル・コッキング苑）	1 8

議案第 5 6 号	指定管理者の指定について (藤沢市江の島岩屋)	1 9
議案第 5 7 号	指定管理者の指定について (藤沢市八ヶ岳野外体験教室)	2 0
議案第 5 8 号	藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する 条例の制定について	2 1
議案第 5 9 号	藤沢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部改正について	2 7
議案第 6 0 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について	2 9
議案第 6 1 号	藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正に ついて	4 9
議案第 6 2 号	藤沢市職員の旅費に関する条例の一部改正について	6 0
議案第 6 3 号	藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正 について	6 4
議案第 6 4 号	藤沢市一般職員の給与に関する条例及び藤沢市一般職の 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について ...	6 6
議案第 6 5 号	藤沢市下水道条例の一部改正について	8 1
議案第 6 6 号	藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例の廃止について	8 4
議案第 6 7 号	藤沢市障がい者福祉手当条例の一部改正について	8 5
議案第 6 8 号	藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正について	8 6

専決処分の承認について（訴えの提起）

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、訴えの提起を次のとおり専決処分する。

2022年（令和4年）10月21日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

訴えの提起について

本市は、次のとおり控訴を提起する。

1 第一審事件名

横浜地方裁判所平成27年（行ウ）第54号
生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件

2 当事者

控 訴 人 藤 沢 市

代 表 者 市 長 鈴 木 恒 夫

被控訴人

3 事件の概要

- (1) 本市福祉事務所長は、被控訴人について、2000年（平成12年）12月15日に生活保護を開始し、その後継続していた。
- (2) 国は、2013年（平成25年）から2015年（平成27年）までにかけて、生活保護の基準額を引き下げた。
- (3) 本市福祉事務所長は、2015年（平成27年）3月18日付けで同人に対し、生活保護変更決定処分をした。これにより、同人に対し、(2)に記載の引き下げられた基準額が適用されることとなった。
- (4) 同人は、1に記載の訴訟を提起した。
- (5) 1に記載の訴訟について、2022年（令和4年）10月19日に判決が言い渡された。

4 判決の内容（本市に関係する部分のみ抜粋）

- (1) 藤沢市福祉事務所長が平成27年3月18日付けで原告██████████に対してした生活保護法第25条第2項に基づく保護変更決定を取り消す。
- (2) 訴訟費用は、原告██████████と被告藤沢市との間に生じたものは、被告藤沢市の負担とする。

5 控訴の趣旨

- (1) 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記取消しに係る被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用のうち、控訴人と被控訴人との間に生じた部分は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

6 訴訟遂行の方針

判決の結果必要がある場合は、上告するものとする。

7 管轄裁判所

東京高等裁判所

提案理由

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件について控訴の提起を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、その承認を求める必要による。

参 考

地方自治法 抜粋

- 第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。
- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

財産の取得について
村岡公民館等再整備用地を次のとおり取得する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

- 1 取得する財産
藤沢市村岡東一丁目5番12ほか1筆
5,575.85平方メートル
- 2 契約の相手方
藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市土地開発公社
理事長 奈良 文 彦
- 3 取得価格
815,207,959円
- 4 取得時期
2023年（令和5年）1月4日

提案理由

村岡公民館等再整備を行うため、財産の取得をしたいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売渡し(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売渡しとする。

工事請負契約の変更契約の締結について

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（建築）について、次のとおり請負契約の変更契約を締結する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（建築）

湘南営繕協会・湘南アーキテクチュア共同企業体

代表者 藤沢市亀井野一丁目24番地の2

株式会社湘南営繕協会

代表取締役 最上 重夫

2 変更内容

単品スライド条項適用に伴う契約金額の変更

変更前	増額分	変更後
906,950,000円	19,459,000円	926,409,000円

提案理由

環境事業センター・石川小学校区児童クラブ新築工事（建築）の内容を変更するに当たり、当該工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない
契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	鵜沼 955号線	鵜沼藤が谷二丁目7155番225地先	4.5	19.2
		鵜沼藤が谷二丁目7155番227地先		
2	辻堂 684号線	辻堂三丁目6100番24地先	4.5 ～ 5.0	46.2
		辻堂三丁目6347番99地先		
3	辻堂 685号線	辻堂元町二丁目2614番5地先	4.5	29.4
		辻堂元町二丁目2612番1地先		
4	藤沢 781号線	藤沢四丁目6305番8地先	5.5 ～ 7.9	29.3
		藤沢四丁目6291番8地先		

提案理由

鵜沼955号線ほか3路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

長久保公園（長久保公園都市緑化植物園）及び遠藤笹窪谷公園

2 指定管理者となる団体

横浜市南区唐沢15番地

横浜植木株式会社

3 指定の期間

2023年（令和5年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

提案理由

長久保公園（長久保公園都市緑化植物園）及び遠藤笹窪谷公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
藤沢市老人福祉センターやすらぎ荘
藤沢市老人福祉センター湘南なぎさ荘
藤沢市老人福祉センターこぶし荘

- 2 指定管理者となる団体
藤沢市朝日町1番地の1
社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会

- 3 指定の期間

2023年（令和5年）4月1日から2028年（令和10年）3月31日
まで

提案理由

藤沢市老人福祉センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢青少年会館

辻堂青少年会館

2 指定管理者となる団体

藤沢市朝日町10番地の8

公益財団法人藤沢市みらい創造財団

3 指定の期間

2023年（令和5年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

提案理由

藤沢市青少年会館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢市市民活動支援施設

2 指定管理者となる団体

藤沢市藤沢577番地 寿ビル301号室

特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構

3 指定の期間

2023年（令和5年）4月1日から2028年（令和10年）3月31日まで

提案理由

藤沢市市民活動支援施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢市少年の森

2 指定管理者となる団体

藤沢市朝日町10番地の8

公益財団法人藤沢市みらい創造財団

3 指定の期間

2023年（令和5年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

提案理由

藤沢市少年の森の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

湘南台子どもの家	片瀬子どもの家
羽鳥子どもの家	中里子どもの家
藤沢子どもの家	鵜沼子どもの家
大越子どもの家	大庭子どもの家
六会子どもの家	長後子どもの家
鵜南子どもの家	八松子どもの家
本町子どもの家	秋葉台子どもの家
高谷子どもの家	俣野子どもの家
村岡子どもの家	大道子どもの家

2 指定管理者となる団体

藤沢市朝日町10番地の8

公益財団法人藤沢市みらい創造財団

3 指定の期間

2023年（令和5年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

提案理由

藤沢市地域子どもの家の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢市立大鋸児童館

藤沢市立辻堂児童館

藤沢市立鵜洋児童館

藤沢市立辻堂砂山児童館

藤沢市立石川児童館

2 指定管理者となる団体

藤沢市朝日町10番地の8

公益財団法人藤沢市みらい創造財団

3 指定の期間

2023年（令和5年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

提案理由

藤沢市立児童館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢市江の島サムエル・コッキング苑

2 指定管理者となる団体

藤沢市片瀬海岸一丁目4番7号

江ノ島電鉄株式会社

3 指定の期間

2023年（令和5年）4月1日から2028年（令和10年）3月31日
まで

提案理由

藤沢市江の島サムエル・コッキング苑の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢市江の島岩屋

2 指定管理者となる団体

藤沢市片瀬海岸二丁目20番13号

公益社団法人藤沢市観光協会

3 指定の期間

2023年（令和5年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

提案理由

藤沢市江の島岩屋の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢市八ヶ岳野外体験教室

2 指定管理者となる団体

長野県南佐久郡南牧村大字海ノ口2244番地1

株式会社八ヶ岳高原ロッジ

3 指定の期間

2023年（令和5年）4月1日から2028年（令和10年）3月31日まで

提案理由

藤沢市八ヶ岳野外体験教室の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について
藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例を次のように定める。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行及び個人情報の保護に関し必要な事項等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（開示情報）

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号）第6条第1号ウに掲げる情報（公務員等の氏名で職務の遂行に係る部分に限り、法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

（開示請求に係る手数料）

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無

料とする。

- 2 保有個人情報（当該保有個人情報が記録された文書等を複写した場合にあっては、当該複写した物を含む。）の写し（写し以外の物を交付する場合にあっては、当該写し以外の物を含む。以下この項において同じ。）の交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、当該開示請求者の負担とする。

（個人情報保護審査会）

第5条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定及び藤沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年藤沢市条例第 号。以下「議会条例」という。）第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、市に、藤沢市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、個人情報保護制度に関する識見を有し、かつ、公正な判断を成し得る者のうちから議会の意見を聴き、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査会は、その定めるところにより、部会を設けることができる。
- 7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第6条 審査会に諮問をした実施機関及び市議会（以下「諮問庁」という。）は、審査会から行政不服審査法（平成26年法律第68号）第74条の規定による保有個人情報の提示の求めがあったときは、これを拒んではならない。

- 2 何人も、審査会に対し、前項の求めに応じて提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

（市議会からの諮問に係る調査審議の手続）

第7条 議会条例第45条の規定による諮問に係る調査審議の手続については、前

条のほか、行政不服審査法第5章第1節第2款の規定を準用する。

(規則への委任)

第8条 前3条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(個人情報保護制度運営審議会)

第9条 個人情報の適切な取扱いを確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次条又は議会条例第50条の規定により諮問された事項、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する合議体の意見を聴くものとされる事項及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項についての実施機関の諮問に応じた調査審議を行うものとする。

3 審議会は、委員9人以内で組織する。

4 審議会の委員は、市民のうちから4人以内及び学識経験を有する者のうちから5人以内で市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 審議会に、専門委員3人を置き、学識経験を有する者の中から委嘱された審議会の委員のうちから選任する。

8 専門委員は、審議会の審議事項について専門的に調査研究をするものとする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(個人情報保護制度運営審議会への諮問)

第10条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると

認めるときは、審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 個人情報に関する条例を制定改廃する場合
- (3) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (4) 前3号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の
細則を定めようとする場合

(運用状況の報告及び公表)

第11条 市長は、各年度における法の運用状況について、毎年、規則で定めるところにより、議会に報告し、及び一般に公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(藤沢市個人情報の保護に関する条例の廃止)
- 2 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた旧条例第20条第1項の規定による管理情報の開示の請求、第32条の規定による管理情報の訂正の請求、第33条の規定による管理情報の利用の停止又は消去若しくは廃棄の請求及び第34条の規定による管理情報の目的外のための利用等の差止め又は中止の請求については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第44条第1項中「第47条第1項」とあるのは、「藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年藤沢市条例第 号）第5条第1項」とする。
- 4 施行日前にされた旧条例第44条の規定による諮問に係る施行日以後の調査審議及び前項の規定により読み替えてなお従前の例によることとされた旧条例第44条第1項の規定による諮問に係る調査審議は、第5条第1項の規定により設置された審査会が行うものとする。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第47条第4項の規定により委嘱された審査会の委員である者は、施行日に、第5条第3項の規定により、審査会の委員として

委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

6 第4項の規定により調査審議を行う場合の手続は、旧条例第48条から第53条までの規定の例による。

7 第3項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第22条の規定による開示請求に係る諮問、施行日前にされた旧条例第54条2項第2号の規定による調査審議及び同項第3号の規定による建議は、第9条第1項の規定により置かれた審議会が行うものとする。

8 この条例の施行の際現に旧条例第54条第4項の規定により委嘱された審議会の委員である者は、施行日に、第9条第4項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、令和5年10月31日までとする。

9 第7項の規定による審議会の運営等は、なお従前の例による。

10 この条例の施行の際現に旧条例第54条第7項の規定により選任された審議会の専門委員である者は、施行日に、第9条第7項の規定により、審議会の専門委員として選任されたものとみなす。

11 施行日前にした行為（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第10条第1項の規定により当該行為を処罰する規定がその効力を失うこととされているもの及び同条第2項の規定により当該行為に対する処罰がなお従前の例によることとされているものを除く。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

12 藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

提案理由

この条例を提出したのは、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、法律による個人情報に関する規定が地方公共団体に直接適用されることに伴い、法の施行等に関し必要な事項を定め、及び現行の条例を廃止する等の必要による。

藤沢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

藤沢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条、第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における選挙運動の公費負担の金額が改正されたことを受け、本市の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担についても同様の内容とするため、所要の改正をする必要による。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（藤沢市職員の定年に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市職員の定年に関する条例（昭和59年藤沢市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

藤沢市職員の定年等に関する条例

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで」を「。以下「法」という。）

第22条の4第1項及び第2項、第28条の2並びに第28条の6第1項及び第2項」に、「定年」を「定年等」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第3条の次に次の5条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第4条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）第11条の2第1項の規定により規則で指定する職（医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第5条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60

年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第6条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第7条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の

職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りではない。

(委任)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年藤沢市条例第 号)による改正前の藤沢市職員の定年に関する条例第3条ただし書に規定する職員に対する場合を除く。)については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 3 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及びその職種が医師又は歯科医師である職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用され

る任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする
とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「2号給」を「規則で定めるところにより「2号給」又は「0号給」」に改め、同条第11項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、第1項の規定により定められたその者の属する職務の級に応じた額」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」に改める。

第4条の2第2項を削り、同条第3項中「前項」を「前条第11項」に、「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前条第11項」とあるのは「前条第1項から第4項まで」と、「同項の」とあるのは「これらの」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「第1項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条第2項中「2,000円」の次に「を超えない範囲内の額」を加える。

第9条第3項第3号並びに第12条第2項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第3項及び第18条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の3の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の6項を加える。

15 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第17項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

16 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年藤沢市条例第 号）第1条の規定による改正前の藤沢市職員の定年に関する条例第3条ただし書に規定する職員

17 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の

間、特定日以後、附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

19 附則第17項の規定による給料を支給される職員に対する第17条第5項（第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第17項の規定による給料の額との合計額」とする。

20 附則第15項から前項までに定めるもののほか、附則第15項の規定による給料月額、附則第17項の規定による給料その他附則第15項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1行政職給料表(1)中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	190,900	218,800	259,400	279,100	294,400	320,200	362,500	396,100

別表第2行政職給料表(2)中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	190,900	218,800	259,400	279,100	294,400

別表第4医療職給料表(2)中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	190,900	217,800	246,300	259,800	285,300	322,800	365,000	426,500

務 職 員								
----------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第5 医療職給料表(3)中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	239,000	259,600	266,900	277,200	293,800	331,400	376,500

別表第6 等級別基準職務表1 行政職給料表(1) 等級別基準職務表5級の項第13号及び同表6級の項第13号を削る。

(藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 藤沢市職員の退職手当に関する条例(昭和29年藤沢市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。)」を削り、同条第3項ただし書中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第5条の4第1項中「前条まで」の次に「及び附則第9項から第17項まで」を加え、同条第2項中「36年」を「当分の間、36年」に改め、「第5条の2」の次に「及び附則第12項」を加え、同条第3項中「42年」を「当分の間、42年」に改め、同条第4項中「35年を」を「当分の間、35年を」に改め、「第5条」の次に「又は附則第10項」を加える。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第7条第7項中「場合にあつては」を「場合には」に改める。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改め、同条第10項中「場合にあつては」を「場合には」に改める。

第13条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第1項第1号中「場合にあつては」を「場合には」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「場合にあつては」を「場合には」に改める。

第17条第1項中「含む。以下この条」を「含む。以下この項から第6項まで」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第2項及び第3項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合にあつては」を「場合には」に改める。

附則第8項中「藤沢市職員の定年に関する条例」を「藤沢市職員の定年等に関する条例」に、「藤沢市職員の再任用に関する条例」を「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年藤沢市条例第号）による廃止前の藤沢市職員の再任用に関する条例」に改め、附則に次の9項を加える。

- 9 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは「、第5条又は附則第9項」とする。
- 10 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは「、第5条又は附則第10項」とする。

- 1 1 前2項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年藤沢市条例第 号）による改正前の藤沢市職員の定年等に関する条例（以下「令和5年旧定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 1 2 藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）附則第15項の規定による職員の給料月額の設定は、第5条の2第1項の給料月額の減額改定には該当しないものとする。
- 1 3 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（令和5年旧定年条例第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳とし、附則第11項に規定する職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日における年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（令和5年旧定年条例第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳とし、附則第11項に規定する職員にあつては65歳とする。）と退職の日の属する会計年度の末日における年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 1 4 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者（令和5年旧定年条例第3条本文の適用を受けていた職員であつて、退職の日において定められているその者に係る定年が60歳を超える者に限る。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

15 当分の間、第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条の2第1項第1号中「その者に係る定年」とあるのは「その者に係る定年（令和5年旧定年条例第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳とし、附則第11項に規定する職員にあつては65歳とする。）」と、「20年を」とあるのは「15年を」とする。

16 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて、令和5年旧定年条例第3条本文の適用を受けていたものが60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「60歳と退職の日の属する会計年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

17 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて、令和5年旧定年条例第3条本文の適用を受けていたものが60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（藤沢市表彰条例の一部改正）

第4条 藤沢市表彰条例（昭和33年藤沢市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第28条の4第1項本文及び第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第5条 藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年藤沢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）

第6条 藤沢市職員の勤務時間等に関する条例（昭和38年藤沢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項及び第2項、第9条第1項及び第2項並びに第13条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（藤沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 藤沢市職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤沢市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される藤沢市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される藤沢市職員の処遇等に関する条例（平成8年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する条例(平成26年藤沢市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(藤沢市職員の降給に関する条例の一部改正)

第10条 藤沢市職員の降給に関する条例(平成28年藤沢市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第3条中「、降任された」を「、降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において、」を「該当したことにより」に、「認めるとき」を「認める場合」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 藤沢市一般職員の給与に関する条例附則第15項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びに藤沢市一般職員の給与に関する条例附則第15項の規定による降給とする」とする。

3 第5条の規定は、藤沢市一般職員の給与に関する条例附則第15項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(藤沢市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第11条 藤沢市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年藤沢市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

第3条第2項中「藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例」を「、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例」に改める。

(藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第12条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第15条及び第19条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(藤沢市職員の再任用に関する条例の廃止)

第13条 藤沢市職員の再任用に関する条例（平成13年藤沢市条例第29号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第18項の規定は、公布の日から施行する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

2 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から附則第8項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（この条例による改正前の藤沢市職員の定年に関する条例（以下第1号及び附則第11項において「旧条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前号に掲げる者を除く。）であ

- って、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第7項又は第8項の規定により採用することをいう。次項第4号において同じ。）をされたことがある者
- 3 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年（この条例による改正後の藤沢市職員の定年等に関する条例（以下附則第17項までにおいて「新条例」という。）第3条に規定する定年をいう。附則第17項までにおいて同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第7条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 4 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 5 暫定再任用職員（附則第2項、第3項、第7項又は第8項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 6 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 7 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第7条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 8 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第17項において同じ。）に達している者（新条例第7条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 9 前2項の場合においては、附則第4項から第6項までの規定を準用する。
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職）

- 1 0 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- (令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢)
- 1 1 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。
- (令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職)
- 1 2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- (令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢)
- 1 3 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。
- (令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職)
- 1 4 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（第2項から第9項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。
- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含

む。)

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者)

- 15 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員)

- 16 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第14項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 17 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第7条に規定する年齢60年以上退職者のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、同条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

- 18 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 19 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員（附則第7項又は第8項の規定により採用された職員をいう。以下第21項、第23項及び第28項において同じ。）を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員がこの条例による改正後の藤沢市一般職員の給与に関する条例第4条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される同条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 20 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、藤沢市職員の勤務時間等に関する条例（昭和38年藤沢市条例第35号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする」とする。
- 21 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるこの条例による改正後の藤沢市一般職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、藤沢市職員の勤務時間等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 22 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の藤沢市一般職員の給与に関する条例第17条第3項及び第20条の3第1項の規定を適用する。
- 23 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の藤沢市一般職員の給与に関する条例第9条第3項第3号、第12条第2項及び第4項並びに第20条の3第1項の規定を適用する。

24 改正後の藤沢市一般職員の給与に関する条例第18条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の算定に係る同条第2項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年藤沢市条例第 号）附則第5項に規定する暫定再任用職員」とする。

25 第19項から前項までに定めるもののほか、この条例による改正後の藤沢市一般職員の給与に関する条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

26 暫定再任用職員に対するこの条例による改正後の藤沢市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同条第2項第1号項中「者」とあるのは、「者（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

27 暫定再任用職員は、この条例による改正後の藤沢市表彰条例第5条に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条の規定を適用する。

28 暫定再任用短時間勤務職員は、次に掲げる条例の規定に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、当該条例の規定を適用する。

(1) この条例による改正後の藤沢市表彰条例第5条

(2) この条例による改正後の藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条

(3) この条例による改正後の藤沢市職員の勤務時間等に関する条例第2条第3項及び第6項、第3条第1項及び第2項、第9条第1項及び第2項並びに第13条第3項

(4) この条例による改正後の藤沢市職員の育児休業等に関する条例第19条第2号及び第20条第1項

(5) この条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される藤沢市職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号

- (6) この条例による改正後の公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する条例
第2条第2項第1号
- (7) この条例による改正後の藤沢市非常勤職員の報酬に関する条例第15条及び
第19条第3項

提案理由

この条例を提出したのは、地方公務員法の一部が改正されたことにより、地方公務員の定年が引き上げられ、及びそれに伴う制度改正が行われたことに伴い、関係条例において所要の改正をする必要による。

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について
 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）
 の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改める。

第2条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

別表第2から別表第6までを次のように改める。

別表第2（第7条関係）

行政職報酬表(1)（単位 円）

号給	報酬月額
1	160,400
2	161,900
3	163,200
4	164,500
5	165,700
6	167,200
7	168,700
8	170,300
9	171,400
10	172,900
11	174,300
12	175,700
13	177,000
14	179,500
15	182,100
16	184,600

17	187,000
18	188,700
19	190,300
20	192,100
21	193,600
22	195,300
23	197,100
24	198,800
25	200,400
26	202,300
27	204,100
28	205,900
29	207,400
30	209,200
31	211,000
32	212,900
33	214,500
34	216,300
35	218,100
36	219,900
37	221,300
38	223,200
39	224,900
40	226,700
41	228,300
42	230,000
43	231,600
44	233,200
45	234,500
46	236,100
47	237,700
48	239,200
49	240,200
50	241,700
51	243,100
52	244,300
53	245,500
54	246,500
55	247,500
56	248,500
57	249,600
58	250,500
59	251,400
60	252,500
61	253,400
62	254,700
63	255,900
64	257,200
65	258,500

66	259,900
67	261,100
68	262,300
69	263,500
70	264,700
71	266,000
72	267,100
73	268,200
74	269,200
75	270,400
76	271,500
77	272,500
78	273,600
79	274,700
80	275,800
81	276,700
82	277,700
83	278,600
84	279,700
85	280,800
86	281,800
87	282,800
88	283,800
89	284,300
90	285,200
91	285,900
92	286,800
93	287,800
94	288,600
95	289,400
96	290,200
97	291,000

備考 藤沢市八ヶ岳野外体験教室に勤務する者に対しては、その勤務の特殊性に基づき、報酬表に定める額に当該額に100分の5を乗じて得た額を加えた額を報酬表に定める額とする。

別表第3 (第7条関係)

行政職報酬表(2) (単位 円)

号給	報酬月額
1	151,600
2	152,700
3	153,900
4	155,000
5	156,100
6	157,200
7	158,300
8	159,400

9	160,400
10	161,900
11	163,200
12	164,500
13	165,700
14	167,200
15	168,700
16	170,300
17	171,400
18	172,900
19	174,300
20	175,700
21	177,000
22	179,500
23	182,100
24	184,600
25	187,000
26	188,700
27	190,300
28	192,100
29	193,600
30	195,300
31	197,100
32	198,800
33	200,400
34	201,800
35	203,400
36	204,900
37	206,200
38	207,500
39	208,700
40	210,000
41	211,300
42	212,700
43	214,000
44	215,300
45	216,400
46	217,700
47	219,000
48	220,300
49	221,300
50	222,500
51	223,500
52	224,500
53	225,500
54	226,400
55	227,300
56	228,200
57	228,500

58	229,300
59	230,000
60	230,700
61	231,400
62	232,300
63	233,000
64	233,600
65	234,200
66	234,800
67	235,400
68	236,100
69	236,800
70	237,400
71	237,900
72	238,600
73	239,300
74	239,900
75	240,500
76	241,000
77	241,600
78	242,400
79	243,100
80	243,600
81	244,100
82	244,700
83	245,300
84	245,800
85	246,300
86	246,900
87	247,500
88	248,000
89	248,500
90	249,000
91	249,300
92	249,700
93	250,000

別表第4（第7条関係）

医療職報酬表(1)（単位 円）

号給	報酬月額
1	281,000
2	285,100
3	289,100
4	293,200
5	296,900
6	300,900
7	304,900
8	308,700
9	312,300

10	315,900
11	319,400
12	322,900
13	326,600
14	330,300
15	333,800
16	337,100
17	340,600
18	343,100
19	345,800
20	348,100
21	350,500
22	352,300
23	354,200
24	356,200
25	358,400
26	360,700
27	362,800
28	365,200
29	367,300
30	369,700
31	371,900
32	374,000
33	376,200
34	377,200
35	378,000
36	378,700
37	379,900
38	381,300
39	382,800
40	384,400
41	385,500
42	386,500
43	387,500
44	388,300
45	389,200
46	390,100
47	390,800
48	391,700
49	392,400
50	393,300
51	394,200
52	395,000
53	395,500
54	396,000
55	396,400
56	396,900
57	397,200

別表第5（第7条関係）

医療職報酬表(2)（単位 円）

号給	報酬月額
1	182,900
2	184,400
3	186,200
4	188,000
5	189,500
6	191,000
7	192,600
8	194,100
9	195,700
10	197,000
11	198,500
12	199,900
13	201,400
14	202,700
15	204,000
16	205,300
17	206,700
18	208,100
19	209,400
20	210,800
21	211,900
22	213,300
23	214,600
24	215,900
25	218,700
26	220,300
27	222,000
28	223,800
29	225,100
30	226,600
31	228,000
32	229,500
33	230,700
34	232,100
35	233,500
36	234,700
37	235,900
38	237,200
39	238,700
40	240,000
41	241,000
42	242,400
43	243,300
44	244,500
45	245,800
46	246,900
47	248,000
48	249,100

49	250,200
50	251,100
51	252,000
52	252,900
53	254,000
54	255,300
55	256,600
56	257,800
57	259,300
58	260,700
59	261,900
60	263,200
61	264,200
62	265,500
63	266,800
64	267,900
65	268,700
66	269,900
67	271,100
68	272,200
69	273,200
70	274,300
71	275,400
72	276,500
73	277,300
74	278,400
75	279,300
76	280,400
77	281,400
78	282,400
79	283,600
80	284,700
81	285,300
82	286,000
83	286,500
84	287,300
85	288,100

別表第6（第7条関係）

医療職報酬表(3)（単位 円）

号給	報酬月額
1	216,300
2	217,800
3	219,200
4	220,400
5	221,800
6	223,300
7	224,800
8	226,000

9	227,400
10	228,900
11	230,500
12	232,000
13	233,100
14	234,800
15	236,500
16	238,200
17	239,500
18	241,200
19	242,900
20	244,700
21	246,300
22	247,700
23	249,000
24	250,100
25	251,200
26	252,300
27	253,200
28	254,200
29	254,900
30	255,900
31	256,800
32	257,900
33	258,300
34	259,200
35	260,000
36	260,700
37	261,500
38	262,200
39	263,100
40	264,000
41	264,800
42	265,700
43	266,600
44	267,600
45	268,700
46	269,900
47	271,300
48	272,600
49	274,000
50	275,500
51	276,900
52	278,400
53	279,700
54	281,000
55	282,400
56	283,500
57	284,700

58	286,000
59	287,300
60	288,600
61	289,700
62	291,300
63	292,800
64	294,200
65	295,200
66	296,600
67	297,900
68	299,200
69	300,600
70	301,900
71	303,100
72	304,500
73	305,000
74	306,200
75	307,300
76	308,500
77	309,600
78	310,800
79	312,100
80	313,200
81	314,500
82	315,700
83	316,900
84	318,200
85	319,000
86	319,700
87	320,400
88	321,000
89	321,700
90	322,000
91	322,600
92	323,300
93	323,700
94	324,300
95	325,000
96	325,600
97	326,000
98	326,500
99	327,000
100	327,500
101	327,900
102	328,300
103	328,600
104	328,900
105	329,300

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（以下「報酬条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、改正前の報酬条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

この条例を提出したのは、短時間勤務会計年度任用職員の報酬及び期末手当について、一般職の職員の給与改定を勘案し、改定措置を講ずることとしたことに伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市職員の旅費に関する条例の一部改正について
藤沢市職員の旅費に関する条例の一部を次のように改める。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市職員の旅費に関する条例（昭和56年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。

「第1章 総則」を削る。

第2条第1号中「常勤の特別職職員及び一般職の」を「地方自治法第204条第1項に規定する」に改め、同条第3号中「新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は」を削り、同条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

第3条第1項中「出張し」の次に「、又は赴任し」を加え、同条第2項中「出張中」の次に「又は赴任中」を加え、「、解職」を削り、同条第3項中「出張のための内国旅行中又は外国旅行中」を「出張中又は赴任中」に改め、同条第4項中「取消され」を「取り消され」に改め、同条第5項中「全部又は一部を旅費として」を「範囲内で規則で定める金額を旅費として」に改める。

第5条第1項中「、日当」、「、着後手当」及び「、食卓料、支度料」を削り、同条第6項を削り、同条第7項中「旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額」を「実費額」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、第9項を削り、第10項を第8項とし、第11項及び第12項を削り、同条第13項中「外国旅行」を「本邦（本州、北海道、四国、九州、沖縄及びこれらに附属する島の領域をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行（以下「外国旅行」という。）」に改め、同項を同条第9項とし、同条第14項中「第3条第3項の」を削り、同項を同条第

10項とする。

第7条を削る。

「第2章 内国旅行の旅費」を削る。

第8条第1項中「旅客運賃」を「規則で定める旅客運賃」に、「の各号に規定する」を「に掲げる」に改め、「座席指定料金」の次に「のそれぞれの範囲内の実費額」を加え、同項第1号中「線路」を「列車を運行する線路」に改め、「旅行」の次に「(規則で定めるものに限る。)」を加え、同項第2号中「座席指定料金を」を「前号に規定する旅行の場合で座席指定料金を」に、「旅行の場合」を「もの」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、現に支払った寝台料金

第8条第2項を削り、同条を第7条とする。

第9条中「次の各号に規定する」を「規則で定める」に、「、さん橋賃及び通行税」を「及びさん橋賃」に改め、「以下この条において「運賃」という。」を削り、「急行料金等」の次に「のそれぞれの範囲内の実費額」を加え、同条各号を削り、同条を第8条とする。

第10条中「現に支払った」を「規則で定める」に改め、「含む。）」の次に「の範囲内の実費額」を加え、同条を第9条とする。

第11条中「現に支払った旅客運賃」を「内国旅行(本邦における旅行をいう。以下同じ。)にあつては旅客運賃の範囲内の実費額、外国旅行にあつては実費額」に改め、同条を第10条とする。

第12条を削る。

第13条中「別表第1の定額」を「別表に規定する額の範囲内の実費額」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その宿泊料が当該範囲内である宿泊施設を確保できない場合その他のやむを得ない場合には、当該範囲を超えた実費額によることができる。

第13条を第11条とする。

第14条第1項中「の各号に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第3号中「その後」を「赴任を命ぜられた日の翌日から1年(公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には当該事情を勘案して相当と認められる期間)以内」に改め、同条を第12条とする。

第15条を削る。

第16条第1項中「の各号に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第1号ア及びウ中「日当、宿泊料及び着後手当」を「宿泊料」に改め、同項第2号中「第14条第1項第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同条を第13条とする。

第17条及び第18条を削る。

「第3章 外国旅行の旅費」を削る。

第19条から第26条までを削る。

第27条中「旅行者」を「外国旅行をする旅行者」に改め、「入出国税」の次に「その他規則で定める経費」を加え、同条を第14条とする。

第28条第1項中「別表第2」を「別表」に、「第18条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第2項中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改め、同条を第15条とする。

第29条中「外国旅行の」を削り、同条を第16条とする。

第16条の次に次の1条を加える。

(遺族の旅費)

第17条 第3条第3項の規定により内国旅行中の死亡の場合に支給する旅費は、遺族の居住地から職員が死亡した地までの往復に要する当該職員の前職相当の旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順序により、同順位の者がある場合には、年長の者を先にする。

第30条を削る。

「第4章 雑則」を削る。

第31条第1項中「旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他」を削り、「当該旅行」を「旅行」に改め、同条を第18条とする。

第32条を第19条とし、第33条を削り、第34条を第20条とする。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表(第11条、第15条関係)

区分	宿泊料 (1夜につき)	死亡手当
特別職の職員	14,000円	520,000円
一般職の職員	13,000円	490,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の藤沢市職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、社会情勢の変化に伴い、職員に支給する旅費について、支給の対象となる項目やその支給額をより実態に即したものとするため、所要の改正をする必要による。

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和32年藤沢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の152.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の157.5」を「100分の155」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「常勤特別職給与条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の常勤特別職給与条例の規定を適用する場合には、改正前の常勤特別職給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の常勤特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の給与に関する人事院からの勧告を考慮し、本市の常勤特別職の職員の期末手当の支給割合を改定する必要がある。

藤沢市一般職員の給与に関する条例及び藤沢市一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部改正について

藤沢市一般職員の給与に関する条例及び藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関
する条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市一般職員の給与に関する条例及び藤沢市一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部を改正する条例
(藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一
部を次のように改正する。

第17条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改
め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第
5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 常勤の会計年度任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中
「100分の120」とあるのは「100分の130」とする。

第18条第2項中「100分の95」を「100分の105」に、「100分
の115」を「100分の125」に、「100分の45」を「100分の50」
に、「100分の55」を「100分の60」に改め、同条第4項中「第5項」
を「第6項」に改める。

附則第5項第3号及び第4号中「第5項」を「第6項」に改める。

附則に次の1項を加える。

14 第3条第1項に規定する給料表が改定された場合における常勤の会計年度
任用職員の給料に係る改定後の給料表の効力は、当分の間、当該改定後の給料

表の規定にかかわらず、当該改定に係る条例の施行の日の属する年度の翌年度の4月1日（当該条例の施行の日が4月1日であるときは、その日）から生ずるものとする。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表(1)

(単位 円)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	160,400	215,900	265,400	288,700	313,700	350,300	392,800	439,000
	2	161,900	217,800	267,100	290,900	315,800	352,800	395,200	441,900
	3	163,200	219,600	268,600	292,900	318,100	355,100	397,600	444,800
	4	164,500	221,400	270,400	294,900	320,200	357,600	399,900	447,700
	5	165,700	223,000	272,100	296,700	322,400	359,400	401,700	450,600
	6	167,200	224,800	273,900	298,700	324,400	361,900	403,900	453,400
	7	168,700	226,500	275,700	300,500	326,500	364,100	405,900	456,300
	8	170,300	228,200	277,700	302,100	328,700	366,500	408,100	459,300
	9	171,400	229,800	279,500	304,000	330,600	368,800	410,000	461,900
	10	172,900	231,500	281,500	306,200	332,700	371,400	412,000	464,800
	11	174,300	233,100	283,400	308,400	334,700	374,000	414,000	467,700
	12	175,700	234,700	285,300	310,700	336,900	376,600	416,000	470,700
	13	177,000	236,100	287,200	312,800	338,600	378,900	417,700	473,200
	14	179,500	237,700	289,000	314,900	340,600	381,100	419,400	475,400
	15	182,100	239,200	290,500	317,100	342,500	383,200	421,300	477,700
	16	184,600	240,700	291,900	319,100	344,500	385,600	423,300	479,900
	17	187,000	242,100	293,700	321,000	346,200	387,300	425,100	481,900
	18	188,700	243,700	295,700	323,000	348,100	389,200	426,800	483,200
	19	190,300	245,200	297,800	325,000	349,900	391,100	428,600	484,600
	20	192,100	246,700	299,800	327,000	351,800	392,800	430,200	486,000
	21	193,600	247,800	301,700	328,700	353,700	394,700	431,900	487,100
	22	195,300	249,300	303,800	330,800	355,500	396,400	433,400	488,500
	23	197,100	250,800	305,800	332,700	357,500	398,100	434,700	489,900
	24	198,800	252,100	307,900	334,800	359,400	400,000	436,200	491,300
	25	200,400	253,600	309,600	336,200	361,300	401,700	437,500	492,400
	26	202,300	254,800	311,700	338,100	363,200	403,200	438,800	493,400
	27	204,100	256,200	313,700	340,000	365,100	404,600	440,000	494,600
	28	205,900	257,400	315,700	341,900	367,100	406,200	441,200	495,700
	29	207,400	258,700	317,400	343,500	368,600	407,700	442,100	496,700
	30	209,200	260,100	319,300	345,300	370,400	409,000	442,800	497,600
	31	211,000	261,500	321,400	347,200	372,100	410,200	443,600	498,400
	32	212,900	263,000	323,500	349,000	373,700	411,400	444,200	499,300
	33	214,500	264,600	324,700	350,900	375,500	412,600	444,900	500,100
	34	216,300	266,300	326,700	352,700	376,800	413,800	445,700	500,900
	35	218,100	267,900	328,600	354,500	378,300	415,100	446,400	501,600
	36	219,900	269,600	330,700	356,200	379,900	416,200	446,900	502,100

37	221,300	271,400	332,600	357,500	381,300	417,400	447,400	502,700
38	223,200	273,200	334,500	358,800	382,400	418,200	448,000	503,300
39	224,900	274,900	336,500	360,200	383,600	418,900	448,600	504,100
40	226,700	276,600	338,400	361,600	384,700	419,700	449,200	504,700
41	228,300	278,200	340,300	362,900	385,800	420,300	449,600	505,100
42	230,000	279,900	342,200	363,800	387,000	421,000	450,100	505,700
43	231,600	281,700	344,000	364,900	388,100	421,700	450,500	506,500
44	233,200	283,300	345,900	366,000	389,200	422,300	450,800	507,000
45	234,500	284,500	347,400	366,800	389,900	423,100	451,100	507,500
46	236,100	286,200	348,800	367,700	390,600	423,900	451,600	508,100
47	237,700	287,800	350,300	368,600	391,300	424,300	451,900	508,900
48	239,200	289,500	351,800	369,500	392,000	424,900	452,200	509,400
49	240,200	291,100	353,400	370,400	392,600	425,400	452,500	509,900
50	241,700	292,800	354,200	371,100	393,100	425,800	453,000	510,500
51	243,100	294,600	355,400	371,900	393,600	426,200	453,400	511,300
52	244,300	296,500	356,400	372,700	394,000	426,600	453,700	511,800
53	245,500	298,000	357,300	373,400	394,400	427,000	454,000	512,300
54	246,500	299,700	358,400	374,100	394,700	427,400	454,400	
55	247,500	301,200	359,200	374,800	395,000	427,800	454,800	
56	248,500	302,800	360,300	375,500	395,300	428,000	455,100	
57	249,600	304,400	361,200	376,000	395,600	428,300	455,400	
58	250,500	306,100	361,900	376,600	395,900	428,700		
59	251,400	307,700	362,600	377,200	396,200	429,000		
60	252,500	309,500	363,300	377,900	396,500	429,300		
61	253,400	310,400	363,700	378,300	396,800	429,600		
62	254,700	311,900	364,300	379,000	397,100	430,000		
63	255,900	313,400	365,000	379,600	397,400	430,300		
64	257,200	315,000	365,700	380,200	397,700	430,600		
65	258,500	316,600	366,000	380,600	398,000	430,800		
66	259,900	318,200	366,700	381,200	398,300	431,200		
67	261,100	319,800	367,400	381,800	398,600	431,500		
68	262,300	321,300	368,100	382,400	398,800	431,800		
69	263,500	322,900	368,400	382,800	399,000	432,100		
70	264,700	324,100	369,000	383,300	399,300	432,500		
71	266,000	325,300	369,700	383,800	399,600	432,800		
72	267,100	326,500	370,300	384,300	399,900	433,100		
73	268,200	327,200	370,600	384,600	400,100	433,400		
74	269,200	328,100	371,200	385,000	400,400			
75	270,400	328,900	371,900	385,400	400,700			
76	271,500	329,700	372,500	385,800	400,900			
77	272,500	330,600	372,900	386,100	401,100			
78	273,600	331,000	373,400	386,400	401,400			
79	274,700	331,700	374,000	386,700	401,700			
80	275,800	332,500	374,500	387,000	401,900			
81	276,700	333,300	375,000	387,200	402,100			
82	277,700	334,000	375,600	387,500	402,400			
83	278,600	334,700	376,100	387,800	402,700			
84	279,700	335,400	376,400	388,000	402,900			
85	280,800	336,000	376,800	388,200	403,100			
86	281,800	336,600	377,300	388,500	403,400			
87	282,800	337,100	377,700	388,800	403,700			
88	283,800	337,700	378,100	389,000	403,900			
89	284,300	338,000	378,500	389,200	404,100			

	90	285,200	338,500	379,000	389,500	404,300			
	91	285,900	338,900	379,400	389,800	404,600			
	92	286,800	339,400	379,800	390,000	404,800			
	93	287,800	339,800	380,100	390,200	405,000			
	94	288,600	340,300	380,600	390,500	405,300			
	95	289,400	340,800	381,000	390,800	405,600			
	96	290,200	341,300	381,400	391,000	405,800			
	97	291,000	341,600	381,700	391,200	406,000			
	98		342,000	382,200	391,500				
	99		342,500	382,600	391,800				
	100		342,900	383,000	392,000				
	101		343,200	383,300	392,200				
	102		343,600	383,800	392,500				
	103		344,100	384,200	392,800				
	104		344,500	384,600	393,000				
	105		344,700	384,900	393,200				
	106		345,100	385,400	393,500				
	107		345,600	385,800	393,800				
	108		346,000	386,200	394,000				
	109		346,200	386,500	394,200				
	110		346,600	387,000	394,500				
	111		347,000	387,400	394,800				
	112		347,300	387,800	395,000				
	113		347,600	388,100	395,200				
	114		348,000						
	115		348,400						
	116		348,800						
	117		349,400						
	118		349,800						
	119		350,200						
	120		350,600						
	121		351,100						
	122		351,500						
	123		351,800						
	124		352,100						
	125		352,600						
再任用職員		190,900	218,800	259,400	279,100	294,400	320,200	362,500	396,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（2）

（単位 円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1		151,600	165,700	200,300	265,400	288,700
	2		152,700	167,200	202,500	267,100	290,900
	3		153,900	168,700	204,500	268,600	292,900
	4		155,000	170,300	206,500	270,400	294,900

5	156,100	171,400	208,300	272,100	296,700
6	157,200	172,900	210,300	273,900	298,700
7	158,300	174,300	212,200	275,700	300,500
8	159,400	175,700	214,100	277,700	302,100
9	160,400	177,000	215,900	279,500	304,000
10	161,900	179,500	217,800	281,500	306,200
11	163,200	182,100	219,600	283,400	308,400
12	164,500	184,600	221,400	285,300	310,700
13	165,700	187,000	223,000	287,200	312,800
14	167,200	188,700	224,800	289,000	314,900
15	168,700	190,300	226,500	290,500	317,100
16	170,300	192,100	228,200	291,900	319,100
17	171,400	193,600	229,800	293,700	321,000
18	172,900	195,300	231,500	295,700	323,000
19	174,300	197,100	233,100	297,800	325,000
20	175,700	198,800	234,700	299,800	327,000
21	177,000	200,400	236,100	301,700	328,700
22	179,500	202,300	237,700	303,800	330,800
23	182,100	204,100	239,200	305,800	332,700
24	184,600	205,900	240,700	307,900	334,800
25	187,000	207,400	242,100	309,600	336,200
26	188,700	209,200	243,700	311,700	338,100
27	190,300	211,000	245,200	313,700	340,000
28	192,100	212,900	246,700	315,700	341,900
29	193,600	214,500	247,800	317,400	343,500
30	195,300	216,300	249,300	319,300	345,300
31	197,100	218,100	250,800	321,400	347,200
32	198,800	219,900	252,100	323,500	349,000
33	200,400	221,300	253,600	324,700	350,900
34	201,800	223,200	254,800	326,700	352,700
35	203,400	224,900	256,200	328,600	354,500
36	204,900	226,700	257,400	330,700	356,200
37	206,200	228,300	258,700	332,600	357,500
38	207,500	230,000	260,100	334,500	358,800
39	208,700	231,600	261,500	336,500	360,200
40	210,000	233,200	263,000	338,400	361,600
41	211,300	234,500	264,600	340,300	362,900
42	212,700	236,100	266,300	342,200	363,800
43	214,000	237,700	267,900	344,000	364,900
44	215,300	239,200	269,600	345,900	366,000
45	216,400	240,200	271,400	347,400	366,800
46	217,700	241,700	273,200	348,800	367,700
47	219,000	243,100	274,900	350,300	368,600
48	220,300	244,300	276,600	351,800	369,500
49	221,300	245,500	278,200	353,400	370,400
50	222,500	246,500	279,900	354,200	371,100
51	223,500	247,500	281,700	355,400	371,900
52	224,500	248,500	283,300	356,400	372,700
53	225,500	249,600	284,500	357,300	373,400
54	226,400	250,500	286,200	358,400	374,100
55	227,300	251,400	287,800	359,200	374,800
56	228,200	252,500	289,500	360,300	375,500
57	228,500	253,400	291,100	361,200	376,000

58	229,300	254,700	292,800	361,900	376,600
59	230,000	255,900	294,600	362,600	377,200
60	230,700	257,200	296,500	363,300	377,900
61	231,400	258,500	298,000	363,700	378,300
62	232,300	259,900	299,700	364,300	379,000
63	233,000	261,100	301,200	365,000	379,600
64	233,600	262,300	302,800	365,700	380,200
65	234,200	263,500	304,400	366,000	380,600
66	234,800	264,700	306,100	366,700	381,200
67	235,400	266,000	307,700	367,400	381,800
68	236,100	267,100	309,500	368,100	382,400
69	236,800	268,200	310,400	368,400	382,800
70	237,400	269,200	311,900	369,000	383,300
71	237,900	270,400	313,400	369,700	383,800
72	238,600	271,500	315,000	370,300	384,300
73	239,300	272,500	316,600	370,600	384,600
74	239,900	273,600	318,200	371,200	385,000
75	240,500	274,700	319,800	371,900	385,400
76	241,000	275,800	321,300	372,500	385,800
77	241,600	276,700	322,900	372,900	386,100
78	242,400	277,700	324,100	373,400	386,400
79	243,100	278,600	325,300	374,000	386,700
80	243,600	279,700	326,500	374,500	387,000
81	244,100	280,800	327,200	375,000	387,200
82	244,700	281,800	328,100	375,600	387,500
83	245,300	282,800	328,900	376,100	387,800
84	245,800	283,800	329,700	376,400	388,000
85	246,300	284,300	330,600	376,800	388,200
86	246,900	285,200	331,000	377,300	388,500
87	247,500	285,900	331,700	377,700	388,800
88	248,000	286,800	332,500	378,100	389,000
89	248,500	287,800	333,300	378,500	389,200
90	249,000	288,600	334,000	379,000	389,500
91	249,300	289,400	334,700	379,400	389,800
92	249,700	290,200	335,400	379,800	390,000
93	250,000	291,000	336,000	380,100	390,200
94		291,500	336,600	380,600	390,500
95		291,900	337,100	381,000	390,800
96		292,400	337,700	381,400	391,000
97		292,600	338,000	381,700	391,200
98		293,000	338,500	382,200	391,500
99		293,200	338,900	382,600	391,800
100		293,600	339,400	383,000	392,000
101		293,800	339,800	383,300	392,200
102		294,000	340,300	383,800	392,500
103		294,400	340,800	384,200	392,800
104		294,700	341,300	384,600	393,000
105		295,000	341,600	384,900	393,200
106			342,000	385,400	393,500
107			342,500	385,800	393,800
108			342,900	386,200	394,000
109			343,200	386,500	394,200
110			343,600	387,000	394,500

	111			344,100	387,400	394,800
	112			344,500	387,800	395,000
	113			344,700	388,100	395,200
	114			345,100	388,300	
	115			345,600	388,500	
	116			346,000	388,700	
	117			346,200	388,900	
	118			346,600	389,100	
	119			347,000	389,300	
	120			347,300	389,500	
	121			347,600	389,700	
	122			348,000	389,900	
	123			348,400	390,100	
	124			348,800	390,300	
	125			349,400	390,500	
	126			349,800	390,700	
	127			350,200	390,900	
	128			350,600	391,100	
	129			351,100	391,300	
	130			351,500	391,500	
	131			351,800	391,700	
	132			352,100	391,900	
	133			352,600	392,100	
	134				392,300	
	135				392,500	
	136				392,700	
	137				392,900	
再任用職員		190,900	218,800	259,400	279,100	294,400

備考 この表は、ごみの収集、機器の運転操作その他の規則で定める業務に従事する職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（1）

（単位 円）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	281,000	341,700	379,800	474,000	540,900
2	285,100	344,800	383,000	476,300	544,200
3	289,100	347,600	385,800	478,500	547,500
4	293,200	350,500	388,700	480,800	550,800
5	296,900	353,200	391,300	483,100	553,900
6	300,900	356,300	394,300	485,300	557,100
7	304,900	359,400	397,000	487,500	560,300
8	308,700	362,200	399,800	489,700	563,500
9	312,300	364,700	402,400	491,700	566,500
10	315,900	367,300	405,300	493,800	569,600
11	319,400	370,000	407,900	495,900	572,700
12	322,900	372,800	410,600	498,000	575,800

13	326,600	375,800	413,000	500,100	578,700
14	330,300	379,300	415,300	502,200	581,100
15	333,800	382,300	417,400	504,400	583,500
16	337,100	386,000	419,300	506,500	585,900
17	340,600	389,400	421,500	508,600	588,100
18	343,100	392,100	424,300	510,600	589,600
19	345,800	394,700	426,900	512,600	591,100
20	348,100	397,300	429,600	514,600	592,600
21	350,500	400,000	432,000	516,400	594,100
22	352,300	402,200	434,500	518,200	595,200
23	354,200	404,200	436,900	520,100	596,300
24	356,200	405,800	439,400	522,000	597,200
25	358,400	407,800	441,400	523,800	598,400
26	360,700	410,100	443,900	525,600	599,400
27	362,800	412,300	446,200	527,400	600,400
28	365,200	414,700	448,600	529,200	601,400
29	367,300	417,000	450,100	530,800	602,400
30	369,700	419,100	452,500	532,600	603,400
31	371,900	421,100	454,800	534,400	604,400
32	374,000	423,200	457,100	536,200	605,400
33	376,200	425,200	459,100	537,800	606,400
34	377,200	427,000	461,400	539,600	607,400
35	378,000	428,800	463,700	541,300	608,400
36	378,700	430,800	466,000	543,200	609,400
37	379,900	432,700	468,100	544,800	610,400
38	381,300	434,800	470,400	546,400	611,400
39	382,800	436,700	472,700	547,800	612,400
40	384,400	438,700	474,900	549,400	613,400
41	385,500	440,500	476,900	550,900	614,400
42	386,500	442,300	479,000	552,300	615,400
43	387,500	444,000	481,100	553,700	616,400
44	388,300	445,900	483,300	555,000	617,400
45	389,200	447,700	485,400	556,200	618,400
46	390,100	449,500	487,200	557,200	619,400
47	390,800	451,300	489,000	558,200	620,400
48	391,700	453,000	490,800	559,200	621,400
49	392,400	454,900	492,500	560,200	622,400
50	393,300	456,600	494,300	561,100	623,400
51	394,200	458,400	496,100	562,000	624,400
52	395,000	460,200	497,900	563,000	625,400
53	395,500	462,100	499,500	563,800	626,400
54	396,000	463,300	501,200	564,700	627,400
55	396,400	464,600	503,100	565,600	628,400
56	396,900	465,800	504,900	566,500	629,400
57	397,200	467,000	506,500	567,400	630,400
58		468,000	507,800	568,300	631,400
59		469,000	509,100	569,200	632,400
60		470,000	510,400	569,900	633,400
61		470,800	511,400	570,800	634,400
62		471,500	512,700	571,700	635,400
63		472,200	514,000	572,600	636,400
64		472,900	515,300	573,500	637,400
65		473,600	516,300	574,400	638,400

66		474,300	517,100	575,300
67		475,100	517,900	576,200
68		475,700	518,700	577,100
69		476,000	519,600	578,000
70		476,700	520,400	578,900
71		477,400	521,300	579,800
72		478,100	522,100	580,700
73		478,500	523,100	581,600
74		479,100	524,000	582,500
75		479,800	524,700	583,500
76		480,500	525,600	584,400
77		480,900	526,500	585,300
78		481,500	527,300	586,200
79		482,100	528,200	587,100
80		482,600	529,100	588,000
81		483,200	529,900	588,900
82		483,700	530,800	589,800
83		484,200	531,700	590,700
84		484,800	532,400	591,600
85		485,200	533,200	592,500
86		485,800	534,100	593,400
87		486,200	535,000	594,300
88		486,700	535,900	595,200
89		487,200	536,700	596,100
90		487,800	537,600	597,000
91		488,400	538,500	597,900
92		488,800	539,400	598,800
93		489,300	540,200	599,700
94		489,900	541,100	
95		490,500	542,000	
96		491,100	543,000	
97		491,600	543,800	

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（2）

（単位 円）

職 員 の 分 区	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1		182,900	221,800	254,200	281,400	321,300	335,500	363,700	428,500
	2		184,400	223,500	255,400	283,300	323,300	337,700	366,400	431,100
	3		186,200	225,200	256,600	285,400	325,500	339,700	368,900	433,500
	4		188,000	226,900	257,900	287,400	327,600	341,900	371,600	436,100
	5		189,500	228,500	259,100	289,500	329,400	343,700	373,900	438,400
	6		191,000	230,100	260,300	291,600	331,500	345,800	376,600	440,900
	7		192,600	231,700	261,400	293,500	333,500	347,900	379,100	443,300
	8		194,100	233,300	262,400	295,500	335,700	350,000	381,800	445,800
	9		195,700	234,700	263,700	297,300	337,400	351,500	383,800	448,100
	10		197,000	236,300	264,400	299,200	339,500	353,500	386,100	450,500

11	198,500	237,800	265,300	300,800	341,600	355,400	388,200	453,000
12	199,900	239,400	266,100	302,400	343,600	357,400	390,400	455,400
13	201,400	240,300	267,200	304,400	345,100	359,200	392,400	457,800
14	202,700	241,800	268,300	306,300	347,100	361,200	394,400	459,300
15	204,000	243,200	269,600	308,400	348,900	363,200	396,400	460,600
16	205,300	244,300	270,700	310,400	350,900	365,200	398,400	461,800
17	206,700	245,800	272,200	312,400	352,700	367,000	400,200	463,000
18	208,100	247,100	273,900	314,400	354,600	369,000	402,100	464,300
19	209,400	248,300	275,600	316,500	356,600	371,100	404,000	465,500
20	210,800	249,600	277,300	318,600	358,600	373,200	406,100	466,800
21	211,900	250,400	279,000	320,300	360,300	374,600	407,800	468,000
22	213,300	251,600	280,700	322,300	362,300	376,400	409,400	469,400
23	214,600	252,700	282,500	324,100	364,400	378,200	411,000	470,700
24	215,900	253,800	284,100	326,100	366,400	379,900	412,400	471,900
25	218,700	255,300	285,800	327,800	367,800	381,700	413,900	473,300
26	220,300	256,100	287,500	329,700	369,600	383,200	415,200	474,600
27	222,000	257,000	289,300	331,700	371,300	384,800	416,500	475,900
28	223,800	257,900	290,900	333,700	373,000	386,500	417,700	477,300
29	225,100	258,900	292,300	335,000	374,800	387,800	419,000	478,700
30	226,600	260,000	293,900	336,800	376,200	389,100	420,200	479,800
31	228,000	261,100	295,600	338,500	377,800	390,400	421,400	480,800
32	229,500	262,300	297,300	340,300	379,500	391,600	422,400	481,900
33	230,700	263,700	299,000	342,000	380,800	392,700	423,600	483,000
34	232,100	265,300	300,700	343,800	382,000	393,900	424,800	483,900
35	233,500	266,900	302,500	345,700	383,300	395,000	426,000	484,800
36	234,700	268,400	304,300	347,500	384,500	396,100	427,100	485,600
37	235,900	269,800	305,600	349,300	385,600	396,900	428,400	486,600
38	237,200	271,500	307,300	351,000	386,800	397,700	429,200	487,500
39	238,700	273,100	308,800	352,600	387,800	398,500	429,600	488,400
40	240,000	274,700	310,500	354,300	388,900	399,300	430,300	489,300
41	241,000	276,100	312,200	355,500	389,700	399,700	430,800	490,200
42	242,400	277,600	313,900	356,600	390,500	400,400	431,200	491,100
43	243,300	279,200	315,500	357,800	391,300	400,900	431,500	492,000
44	244,500	280,600	317,200	359,000	392,100	401,300	431,900	492,900
45	245,800	281,800	318,100	360,100	392,500	401,700	432,300	493,900
46	246,900	283,300	319,500	360,900	393,000	402,000	432,700	494,800
47	248,000	284,800	321,000	362,100	393,500	402,300	433,100	495,600
48	249,100	286,300	322,700	363,200	393,900	402,600	433,400	496,500
49	250,200	287,800	324,100	364,200	394,300	402,900	433,700	497,500
50	251,100	289,500	325,400	365,200	394,600	403,200	434,100	
51	252,000	291,200	326,600	366,200	394,900	403,500	434,400	
52	252,900	292,800	327,900	367,200	395,200	403,800	434,700	
53	254,000	294,000	329,000	368,000	395,500	404,100	435,000	
54	255,300	295,700	330,000	368,800	395,800	404,400	435,400	
55	256,600	297,000	331,100	369,700	396,100	404,700	435,700	
56	257,800	298,600	332,100	370,600	396,400	405,100	436,000	
57	259,300	299,900	332,600	371,100	396,700	405,300	436,200	
58	260,700	301,400	333,500	371,900	397,000	405,600	436,600	
59	261,900	302,800	334,300	372,700	397,300	405,900	436,900	
60	263,200	304,300	335,200	373,500	397,700	406,200	437,200	
61	264,200	305,300	336,100	373,900	397,900	406,400	437,500	
62	265,500	306,500	336,400	374,600	398,200	406,700	437,900	
63	266,800	307,700	337,000	375,300	398,500	407,000	438,200	

64	267,900	309,200	337,700	376,000	398,700	407,300	438,500	
65	268,700	310,500	338,300	376,400	398,900	407,500	438,800	
66	269,900	311,700	339,000	377,000	399,200	407,800		
67	271,100	313,000	339,700	377,700	399,500	408,100		
68	272,200	314,200	340,400	378,300	399,800	408,400		
69	273,200	315,600	341,100	378,700	400,000	408,600		
70	274,300	316,400	341,600	379,200	400,300	408,900		
71	275,400	317,200	342,200	379,700	400,600	409,200		
72	276,500	318,000	342,800	380,200	400,900	409,500		
73	277,300	318,600	343,100	380,800	401,100	409,700		
74	278,400	319,300	343,700	381,300	401,400	410,000		
75	279,300	320,000	344,200	381,900	401,700	410,300		
76	280,400	320,600	344,800	382,500	402,000	410,600		
77	281,400	321,300	345,300	383,000	402,200	410,800		
78	282,400	321,500	345,800	383,500	402,500	411,100		
79	283,600	322,100	346,300	384,000	402,800	411,400		
80	284,700	322,800	346,700	384,500	403,100	411,700		
81	285,300	323,400	347,000	384,800	403,300	411,900		
82	286,000	323,900	347,300	385,300	403,600	412,200		
83	286,500	324,400	347,700	385,700	403,900	412,500		
84	287,300	324,900	348,000	386,100	404,200	412,800		
85	288,100	325,500	348,500	386,500	404,300	413,000		
86		326,000	348,800	387,000	404,600	413,300		
87		326,400	349,100	387,400	404,900	413,600		
88		326,900	349,500	387,800	405,200	413,900		
89		327,400	349,900	388,200	405,400	414,100		
90		327,800	350,200	388,700	405,700			
91		328,000	350,600	389,100	406,000			
92		328,400	350,900	389,500	406,300			
93		328,800	351,300	389,900	406,500			
94		329,200	351,600					
95		329,600	351,900					
96		330,000	352,200					
97		330,300	352,500					
98		330,500	352,900					
99		330,900	353,300					
100		331,200	353,700					
101		331,400	354,200					
102			354,600					
103			355,000					
104			355,400					
105			355,900					
再任用職員	190,900	217,800	246,300	259,800	285,300	322,800	365,000	426,500

備考 この表は、市民病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

医療職給料表（3）

（単位 円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	184,000	216,300	253,500	266,300	287,000	328,500	366,700
	2	185,700	217,800	254,800	267,200	288,600	330,600	369,200
	3	187,300	219,200	255,900	268,100	290,200	332,600	371,900
	4	188,800	220,400	257,200	269,000	292,000	334,800	374,400
	5	190,300	221,800	258,000	269,500	293,600	336,800	376,600
	6	192,300	223,300	258,900	270,500	295,400	338,800	378,900
	7	194,300	224,800	259,900	271,200	297,100	340,900	381,200
	8	196,400	226,000	260,700	272,100	298,700	343,000	383,400
	9	198,400	227,400	261,800	273,200	300,400	344,500	385,400
	10	200,400	228,900	262,800	273,800	302,000	346,500	387,400
	11	202,400	230,500	263,600	274,800	303,300	348,400	389,600
	12	204,500	232,000	264,500	275,800	304,600	350,400	391,900
	13	206,500	233,100	265,000	276,800	306,100	352,300	393,700
	14	208,400	234,800	265,900	277,800	307,700	354,400	395,700
	15	210,600	236,500	266,700	278,800	309,500	356,500	397,800
	16	212,700	238,200	267,600	279,900	311,300	358,400	400,000
	17	214,300	239,500	268,500	281,300	313,000	360,400	401,900
	18	215,600	241,200	269,200	282,500	314,600	362,400	404,100
	19	216,900	242,900	270,100	283,500	316,300	364,500	406,300
	20	218,200	244,700	270,900	284,700	318,000	366,600	408,300
	21	219,400	246,300	271,900	286,200	319,300	368,300	410,200
	22	220,500	247,700	272,700	287,800	320,800	370,400	412,000
	23	221,800	249,000	273,600	289,100	322,300	372,500	413,800
	24	222,900	250,100	274,600	290,400	323,800	374,500	415,700
	25	224,300	251,200	275,900	291,500	325,200	376,500	417,300
	26	225,600	252,300	277,100	293,100	326,600	378,100	418,900
	27	226,900	253,200	278,600	294,800	328,100	379,900	420,600
	28	228,200	254,200	279,900	296,300	329,700	381,800	422,100
	29	229,300	254,900	281,400	297,300	330,800	383,600	423,400
	30	230,800	255,900	282,800	298,700	332,300	385,300	424,700
	31	232,100	256,800	284,100	300,100	333,700	387,200	426,300
	32	233,500	257,900	285,300	301,600	335,200	389,000	427,700
	33	234,400	258,300	286,800	303,000	336,800	390,700	429,400
	34	235,800	259,200	288,000	304,500	338,300	392,400	431,000
	35	237,200	260,000	289,400	306,100	339,800	394,200	432,300
	36	238,600	260,700	290,600	307,700	341,300	395,900	433,700
	37	239,800	261,500	291,700	309,000	343,000	397,500	434,800
	38	241,200	262,200	293,000	310,400	344,600	399,100	436,100
	39	242,500	263,100	294,300	311,800	346,100	400,900	437,300
	40	243,900	264,000	295,700	313,400	347,700	402,700	438,700
	41	244,800	264,800	297,000	314,900	348,900	404,200	439,700
	42	245,900	265,700	298,400	316,300	350,400	405,700	440,400
	43	246,900	266,600	300,000	317,700	351,900	407,200	441,100
	44	247,900	267,600	301,500	319,200	353,300	408,500	441,700
	45	248,600	268,700	302,600	320,000	354,900	409,600	442,600
	46	249,600	269,900	303,900	321,500	355,900	410,700	443,300
	47	250,600	271,300	305,100	322,900	357,400	411,800	444,100

48	251,500	272,600	306,500	324,400	358,600	413,000	444,900
49	252,200	274,000	308,000	325,500	360,000	414,300	445,600
50	253,200	275,500	309,300	326,900	361,400	415,400	446,200
51	253,800	276,900	310,700	328,200	362,700	416,600	446,900
52	254,600	278,400	312,100	329,500	364,100	417,700	447,700
53	255,400	279,700	312,900	330,900	365,600	418,800	448,500
54	256,200	281,000	314,100	332,300	366,800	419,800	449,300
55	257,000	282,400	315,300	333,700	367,900	420,900	450,000
56	257,900	283,500	316,800	335,000	369,100	422,000	450,700
57	258,600	284,700	317,900	335,900	370,200	423,100	451,400
58	259,300	286,000	319,200	337,200	371,100	423,600	452,200
59	260,100	287,300	320,500	338,400	372,100	424,200	452,900
60	260,800	288,600	321,700	339,700	373,100	424,600	453,600
61	261,600	289,700	323,000	340,800	373,700	425,200	454,400
62	262,400	291,300	324,400	341,700	374,500	425,700	455,200
63	263,300	292,800	325,700	342,900	375,300	426,100	455,800
64	264,400	294,200	327,000	344,200	376,100	426,600	456,500
65	265,700	295,200	327,700	345,300	376,800	427,200	457,300
66	267,000	296,600	328,800	346,500	377,500	427,600	458,100
67	268,100	297,900	329,900	347,700	378,200	427,900	458,800
68	269,200	299,200	330,800	348,800	378,900	428,200	459,500
69	270,100	300,600	332,200	349,800	379,500	428,600	460,300
70	271,200	301,900	332,900	350,800	380,100	429,000	
71	272,400	303,100	334,000	351,900	380,800	429,300	
72	273,400	304,500	335,200	353,000	381,400	429,600	
73	274,300	305,000	336,300	353,800	382,100	430,000	
74	275,200	306,200	337,500	354,900	382,600	430,400	
75	276,200	307,300	338,600	356,000	383,200	430,700	
76	277,100	308,500	339,800	357,100	383,700	431,000	
77	278,000	309,600	341,000	357,800	384,100	431,400	
78	278,800	310,800	342,100	358,600	384,700	431,800	
79	279,700	312,100	343,100	359,400	385,200	432,100	
80	280,600	313,200	344,200	360,100	385,500	432,400	
81	281,400	314,500	345,100	360,700	385,800	432,800	
82	282,300	315,700	346,100	361,300	386,300		
83	283,100	316,900	347,000	361,900	386,700		
84	284,200	318,200	348,000	362,400	387,000		
85	285,100	319,000	349,100	363,000	387,300		
86	286,100	319,700	349,900	363,500	387,800		
87	287,000	320,400	350,700	364,100	388,300		
88	288,000	321,000	351,500	364,600	388,700		
89	288,600	321,700	352,100	365,000	389,000		
90	289,400	322,000	352,700	365,400	389,400		
91	290,000	322,600	353,400	366,000	389,900		
92	291,000	323,300	354,000	366,500	390,300		
93	291,800	323,700	354,400	366,800	390,700		
94	292,600	324,300	354,800	367,300	391,100		
95	293,400	325,000	355,300	367,700	391,600		
96	294,200	325,600	355,700	368,000	392,000		
97	294,900	326,000	356,200	368,600	392,400		
98		326,500	356,700	369,100	392,800		
99		327,000	357,200	369,600	393,300		
100		327,500	357,600	370,100	393,700		

	101		327,900	357,900	370,700	394,100		
	102		328,300	358,400	371,200	394,500		
	103		328,600	358,800	371,700	395,000		
	104		328,900	359,100	372,100	395,400		
	105		329,300	359,600	372,700	395,800		
	106			360,100	373,200	396,200		
	107			360,600	373,700	396,700		
	108			361,100	374,200	397,100		
	109			361,600	374,800	397,500		
	110			362,100	375,200			
	111			362,600	375,700			
	112			363,000	376,200			
	113			363,400	376,800			
	114			363,800	377,200			
	115			364,300	377,700			
	116			364,900	378,200			
	117			365,300	378,800			
	118				379,200			
	119				379,700			
	120				380,200			
	121				380,800			
	122				381,200			
	123				381,700			
	124				382,200			
	125				382,800			
	126				383,200			
	127				383,700			
	128				384,200			
	129				384,800			
再任用職員		239,000	259,600	266,900	277,200	293,800	331,400	376,500

備考 この表は、市民病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第18条第2項中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に、「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

(藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年藤沢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正

する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（藤沢市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第5までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第17条及び第18条の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例又は改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の給与改定を考慮し、本市の一般職の職員の給与の改定措置を講ずる必要による。

藤沢市下水道条例の一部改正について
藤沢市下水道条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市下水道条例の一部を改正する条例

藤沢市下水道条例（昭和36年藤沢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 5 第1項の規定は、法第25条の10第1項の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を行おうとする場合には、適用しない。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、法第25条の17又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律77号）第18条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事にあつては、この限りでない。

第45条第3項第1号及び第2号中「排除量を加算した量」を「汚水排除量の2分の1に相当する量を加算した量」に改める。

別表第1中

基本使用料	1,398円
1立方メートルにつき	102円
1立方メートルにつき	118円
1立方メートルにつき	137円
1立方メートルにつき	167円
1立方メートルにつき	197円
1立方メートルにつき	239円
1立方メートルにつき	281円
1立方メートルにつき	323円
1立方メートルにつき	364円

を

基本使用料	1,630円
1立方メートルにつき	113円
1立方メートルにつき	131円
1立方メートルにつき	152円
1立方メートルにつき	185円
1立方メートルにつき	218円
1立方メートルにつき	264円
1立方メートルにつき	311円
1立方メートルにつき	357円
1立方メートルにつき	403円

に改め、同表備考の項第1項第2号中

「100分の101.8」を「100分の114.5」に改める。

基本使用料	699円
1立方メートルにつき	102円
1立方メートルにつき	118円
1立方メートルにつき	137円
1立方メートルにつき	167円
1立方メートルにつき	197円
1立方メートルにつき	239円
1立方メートルにつき	281円
1立方メートルにつき	323円
1立方メートルにつき	364円

別表第2中

を

基本使用料	815円
1立方メートルにつき	113円
1立方メートルにつき	131円
1立方メートルにつき	152円
1立方メートルにつき	185円
1立方メートルにつき	218円
1立方メートルにつき	264円
1立方メートルにつき	311円
1立方メートルにつき	357円
1立方メートルにつき	403円

に改め、同表備考の項第1項第2号中

「100分の101.8」を「100分の114.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市下水道条例第45条第3項第1号及び第2号の規定は、この条例の公布の日以後に認定する汚水排除量から適用する。
- 3 この条例による改正後の藤沢市下水道条例別表第1及び別表第2の規定は、令和5年7月1日以後の使用に係る公共下水道の使用料について適用し、同日前の使用に係る公共下水道の使用料については、なお従前の例による。この場合にお

いて、同日以後最初に行う公共下水道の使用料の徴収に係る期間に同日前の期間を含む場合における当該徴収に係る期間の公共下水道の使用料は、同期間の各日における汚水排除量が均一であるものとみなし、同日前の期間及び同日以後の期間の日数に案分して算出するものとする。

提案理由

この条例を提出したのは、公共下水道事業の財政状況を勘案して公共下水道使用料を改定する等の必要による。

藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例の廃止について
藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例を廃止する条例を次のように定める。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例を廃止する条例

藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例（昭和54年藤沢市条例第24号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前になされた申請に係る水洗便所改造等資金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、下水道の普及に伴い、貸付制度の利用者が少なくなつたこと及び金融機関から工事資金を借入れする際の利子を補給する制度へ切り替えることから、条例を廃止する必要による。

藤沢市障がい者福祉手当条例の一部改正について
藤沢市障がい者福祉手当条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市障がい者福祉手当条例の一部を改正する条例
藤沢市障がい者福祉手当条例（昭和43年藤沢市条例第6号）の一部を次のよう
に改正する。

第3条第4号を削る。

第5条第3項中「（第3条第4号に規定する者にあつては当該年度以後の分）」
を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和5年2月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市障がい者福祉手当条例の規定は、令和5年2月分以降の障がい者福祉手当について適用し、同年1月分以前の同手当については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、障がい者福祉手当の支給対象を見直し、65歳以上の者に対する当該手当の支給を廃止するため、所要の改正をする必要による。

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年藤沢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「事業活動に伴って生じた」を「事業者又は事業所から排出される」に改める。

第15条第7項中「受け入れ」を「受入れ」に改める。

第18条の次に次の2条を加える。

（事業者の施設搬入）

第18条の2 事業者は、事業系一般廃棄物又は一般家庭から臨時に排出される廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 事業者は、前項の受入基準に関して市長が行う搬入検査に応じなければならない。

（受入拒否）

第18条の3 市長は、事業者が前条第1項の受入基準に従わない場合又は同条第2項の搬入検査に応じない場合には、当該事業者が搬入する廃棄物の受入れを拒否することができる。

別表第1の2の項1の項に掲げるもの以外の一般廃棄物等の項中

「	事業活動に伴い排出される一般廃棄物を市長の指定する焼却施設又は破砕施設に直接搬入するとき。	10キログラムにつき270円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律270円とする。	
	一般家庭から臨時に排出された物(規則で定める大型ごみ(以下この表において「大型ごみ」という。))及び規則で定める特別大型ごみ(以下この表において「特別大型ごみ」という。)を除く。)を市長の指定する焼却施設又は破砕施設に直接搬入するとき。	10キログラムにつき110円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律110円とする。	を
	一般家庭から臨時に排出された物を市長の指定する最終処分場に直接搬入するとき。	10キログラムにつき110円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律110円とする。	
」			

「	事業系一般廃棄物を市長の指定する焼却施設又は破砕施設に直接搬入するとき。	廃棄物の処理方法の区分(焼却又は破砕)ごとに10キログラムにつき270円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律270円とする。	
	一般家庭から臨時に排出された廃棄物(規則で定める大型ごみ(以下この表において「大型ごみ」という。))及び規則で定める特別大型ごみ(以下この表において「特別大型ごみ」という。)を除く。)を市長の指定する焼却施設又は破砕施設に直接搬入するとき。	廃棄物の処理方法の区分(焼却又は破砕)ごとに10キログラムにつき110円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律110円とする。	に
	一般家庭から臨時に排出された廃棄物を市長の指定する最終処分場に直接搬入するとき。	10キログラムにつき110円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律110円とする。	
」			

改める。

別表第2中「10キログラムにつき」を「廃棄物の処理方法の区分(焼却、破砕又は最終処分)ごとに10キログラムにつき」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、事業系一般廃棄物の分別の徹底を図るために当該廃棄物の施設搬入に係る手続について条例に定めること等のため、所要の改正をする必要による。